

# 東幕張土地区画整理事業

まちづくり

No. 25  
千葉市

平成29年8月9日

千葉市都市局都市部

東幕張土地区画整理事務所

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町4丁目46番地1

TEL:043 276 0456 FAX:043 276 1977

メールアドレス:higashimakuhari.URU@city.chiba.lg.jp

## 平成28年度の整備状況

- ・建物移転補償 42戸
- ・道路築造工事 延長 約 370m
- ・宅地造成工事 面積 約 3,800m<sup>2</sup>
- ・下水道工事 延長 約 590m

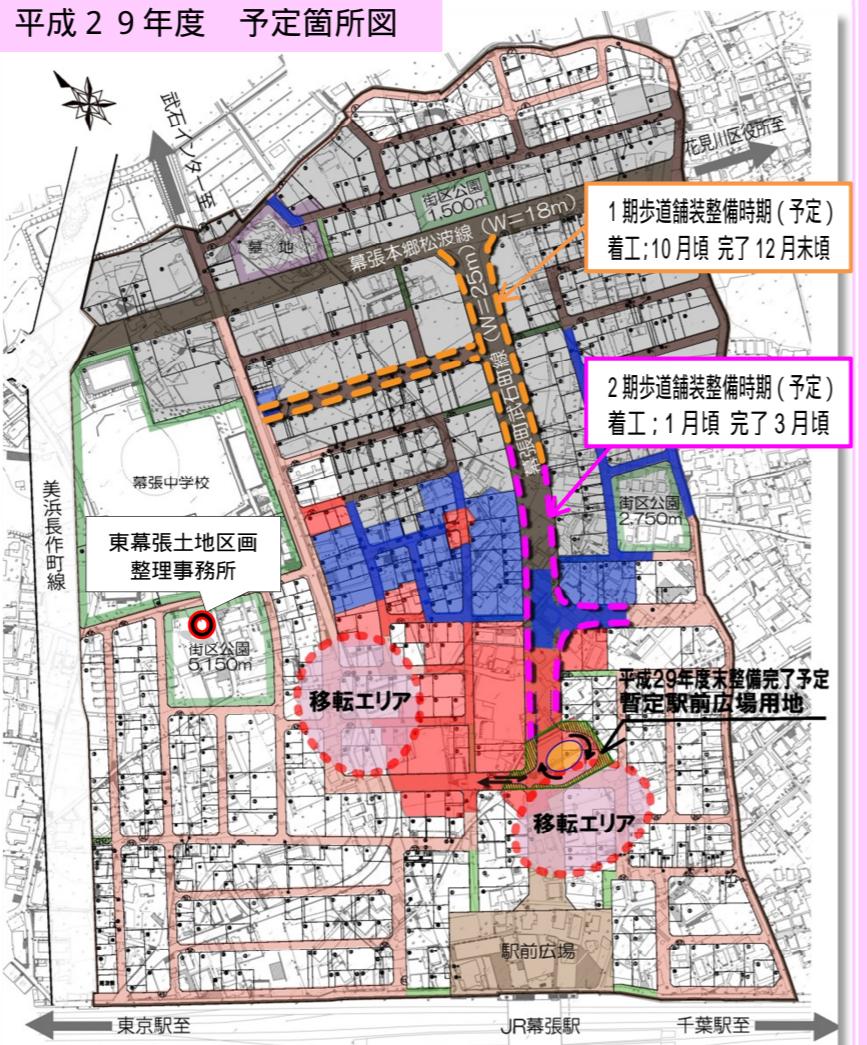
## 平成29年度の主な計画(繰越含む)

- ・建物移転補償(予定) 32戸
- ・道路築造工事 延長 約 595m
- ・宅地造成工事 面積 約 17,250m<sup>2</sup>
- ・下水道工事 延長 約 2,100m

→(工事時期 7月~3月予定)

工事等により道路の迂回が必要な場合には、自治会を通じて周知します。

## 平成29年度 予定箇所図



## 電柱の設置(建柱)について

現在、仮換地先で建築が進んでいますが、皆様が生活する上で必要な電気供給のための前面道路への電柱設置について同意が得られない状況がいまだに生じております。

電柱は、皆様が生活するために必要な施設となりますので、東京電力から電柱の設置の相談があった際には、前向きなご回答をよろしくお願いします。

なお、平成28年度に東京電力から示された、『電柱の建柱計画(マスタープラン)』を当事務所ホームページに掲載しておりますので、建築計画を立てる際にご確認ください。

<http://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/shigaichi/higashimakuhari/denchu-plan.html>

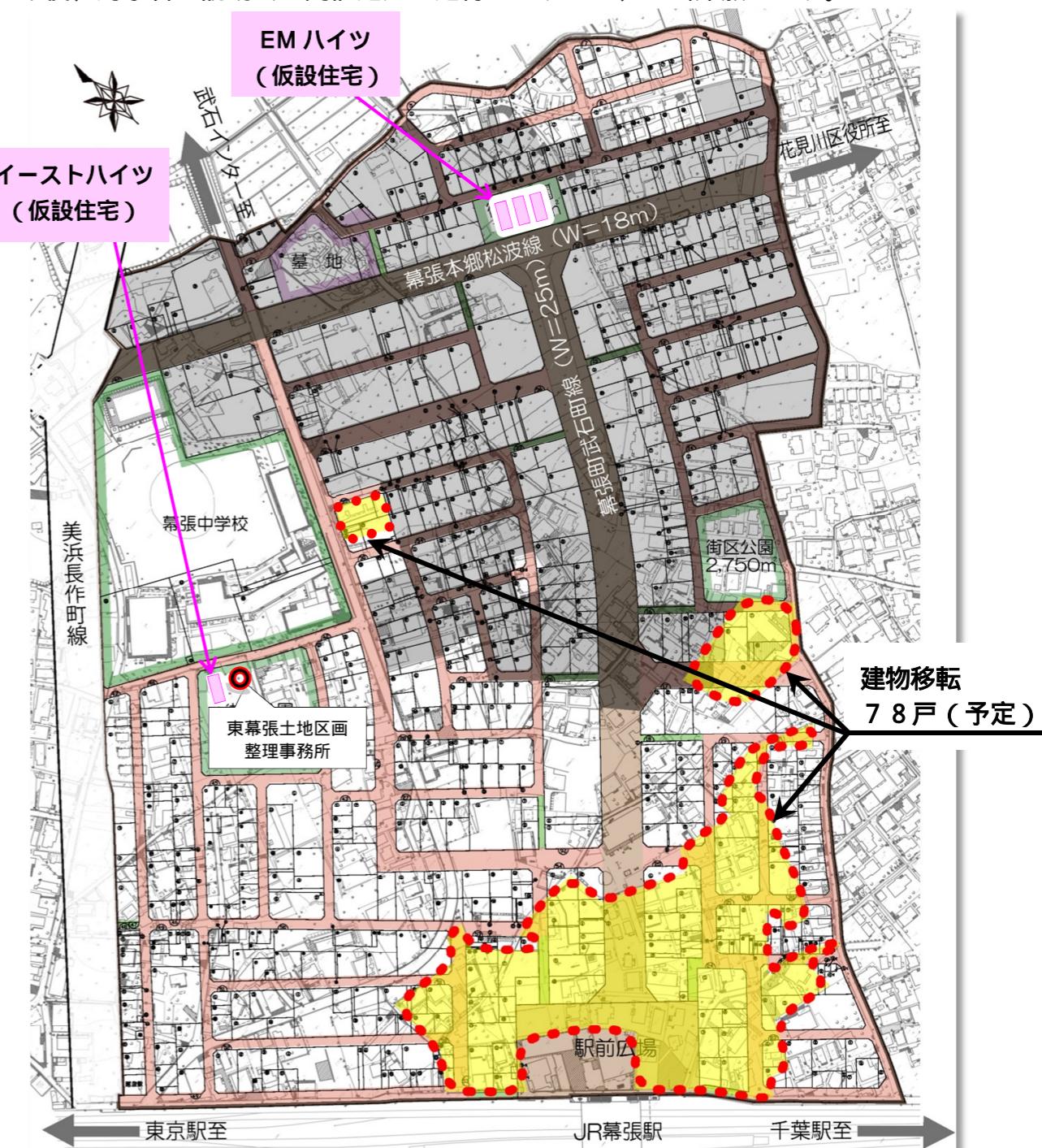
## 問い合わせ窓口

東京電力カスタマーセンター千葉 0120-99-5552

## 平成30・31・32年度の建物移転について

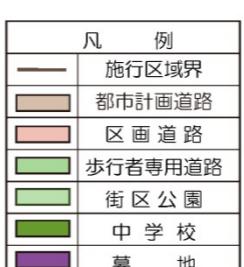
今年度は平成30・31・32年度の建物移転対象者に説明会を開催します。  
移転エリアにつきましては下図のとおりですが、状況に応じて変更になる場合があります。

今後、対象者に説明会の開催通知を送付しますので、ご出席願います。



## EMハイツ・イーストハイツについて(仮設住宅)

見学は随時受け付けていますので、希望される方は東幕張土地区画整理事務所までご連絡願います。



## 平成30年度の移転について

平成30年度の移転予定は下表のとおりとなります。整備計画により2通りのスケジュールに分け移転をお願いすることになります。移転先が未整備の場合は、仮設住宅等への入居をお願いします。

年	平成29年			平成30年												平成31年		
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
全体説明会	■																	
個別説明訪問		■	■	■														
建築物等の調査				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
移転協議				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
契約				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
移転の実施					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			

凡例 共通： ■ 早期： ■ 標準： ■

(全体説明会前に個別説明を希望する方は、ご連絡ください。)

## 疑問・質問コーナー



Q 1 建物の解体に際し、上下水道やガスの撤去・廃止は施行者（市）が行うのか。

A 1 上下水道やガスの撤去は移転補償に含まれていますので、各事業者への廃止手続き等を含め、個人負担をお願いします。解体事業者が代行する場合もあります。なお、水道の廃止届は複数接続している場合すべての給水装置について、水道局への廃止届をお願いします。

Q 2 市から「建物調査をさせてください」と連絡ありましたか、移転先の整備時期が未定とのことです。この場合も協力しなければいけませんか。

A 2 中断期間（従前地も仮換地先も使えない状態の期間）が長くならないよう移転計画を立てていますが、1～2年またはそれ以上の中断期間が生じる場合もあります。中断期間が相当に長く生活に著しい支障が生じるなどの場合は仮換地先の変更を含め解決策を検討させていただきます。



Q 3 仮住居期間はいつまでか、またどのように補償金を算定するのか。

A 3 中断移転の場合、建物移転補償契約に含まれる標準補償期間の他に、仮住居期間に合わせて別に仮住居補償を行っています。従前地の建物の解体完了後、仮換地が使用できるまでの間、1年分を4月に契約して3ヶ月ごとにお支払いします。算定方法は、従前地の建物の延べ床面積に対し、近隣の標準的な家賃1m<sup>2</sup>あたりの金額を乗じて算出します。



Q 4 移転補償の項目は何がありますか。また中断移転の場合、契約はどのようになるか。

A 4 補償項目は、従前地上にある建物、工作物（門扉、塀など）、立竹木、動産（運搬可能な家財など）、移転雑費（再築時の設計監理料や登記費用など）があります。

中断移転の場合、一括契約と分割契約（当初と復帰時）のどちらかを選択できます。分割契約では当初の契約で上記項目の中から解体・撤去に関する費用を、また仮換地整備後に復帰契約として、建物等の再築に関する費用を補償項目としています。

## 幕張町6丁目チビッコ広場の廃止、暫定駅前広場について

### 幕張町6丁目チビッコ広場の廃止

幕張町6丁目チビッコ広場（右図）を平成29年12月末に廃止し、施設の撤去作業を行います。

近隣住民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、公園予定地の一部（右図）を開設しておりますので、ご利用ください。

### 解放している公園予定地

幕張町6丁目チビッコ広場

### 暫定駅前広場の整備

今年度末の整備完了に向けて準備をしております。工事中、ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

今後は、平成30年代前半の本駅前広場の整備完了を目指し進めてまいりますので、移転等のご協力をよろしくお願いします。

### 暫定駅前広場拡大図

当図面については、関係機関協議中の図面であるため、変更が生じる場合があります

至 幕張中学校

至 JR幕張駅

この事業に関するご質問等は、東幕張土地区画整理事務所（下記）までご連絡下さい。

TEL 043-276-0456

FAX 043-276-1977

メールアドレス higashimakuhari.URU@city.chiba.lg.jp

